

設計課題 「観光客向けのゲストハウス(簡易宿所)(鉄筋コンクリート造)」

1. 設計条件

ある地方都市の市街地において、観光名所の近隣に建つ観光客向けのゲストハウス(簡易宿所)を計画する。

- ①喫茶スペースは、地域の観光情報提供、観光客・近隣住民の交流のためのイベント・打ち合せ等を行う交流スペースとしても使用できるようにする。
- ②長期に滞在する観光客の利用に配慮したゲストハウスとし、宿泊者同士が積極的に交流できる談話コーナーを設ける。
- ③災害発生時に、緊急車両の駐車、地域の支援(一時的な情報・物資等の支援)等を行うことができるように、屋外広場を道路に隣接して設け、南側の公園と一体的に活用できるようにする。

- (1) 敷地
- ア. 形状、道路との関係、方位等は、右下に示す敷地図のとおりである。
 - イ. 近隣商業地域内にあり、準防火地域に指定されている。
 - ウ. 建蔽率の限度は80%、容積率の限度は300%である。
 - エ. 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
 - オ. 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。
 - カ. 敷地南側にある公園は防火上有効な公園とし、その他敷地の周囲には防火上有効な空地、耐火構造の壁等はない。
- (2) 構造、階数、建築物の高さ等
- ア. 鉄筋コンクリート造2階建てとする。
 - イ. 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは9m以下とする。
 - ウ. 建築物の外壁面及び柱面は、隣地境界線から500mm以上離す。
 - エ. 塔屋(ペントハウス)は、設けない。
- (3) 延べ面積等
- ア. 延べ面積は、「250㎡以上、300㎡以下」とする。
 - イ. ピロティ、ポーチ、バルコニー、駐車スペース、駐輪スペース等は、床面積に算入しない。ただし、エレベーターシャフトについては、床面積に算入する。

- (4) 人員構成等
- 管理人2名、喫茶スペースの従業員2名
- (5) 要求室等
- 下表の全ての室等は、指定された設置階に計画する。

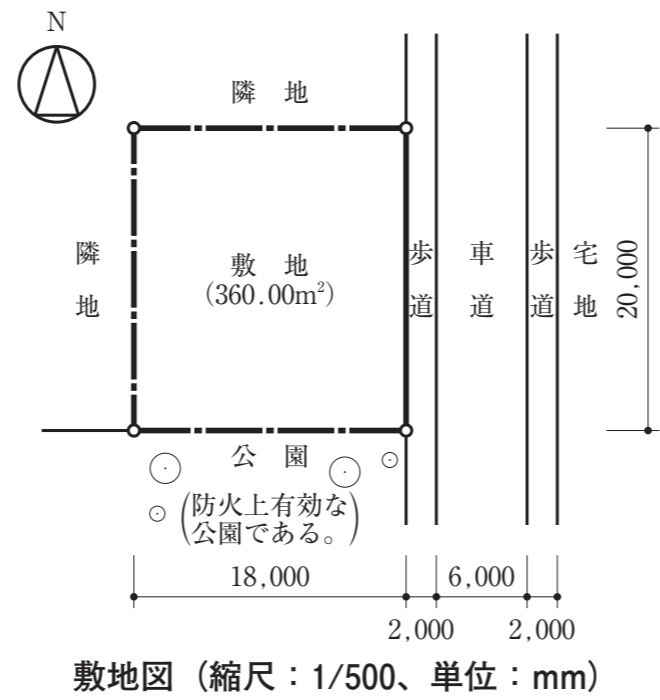
設置階	室名等	特記事項	
1階	エントランスホール・観光案内所	ア. 上下足の履き替えはしないものとする。 イ. 観光雑誌を陳列する本棚及び壁に観光名所のPR用の映像を流すモニターを設ける。	
	管理人室	ア. エントランスホール・観光案内所に隣接させ、受付カウンターを設ける。 イ. 2名分の事務机及びロッカーを設ける。	
	喫茶スペース	ア. 屋外広場と直接行き来できる出入口を設ける。 イ. エントランスホール・観光案内所と一体として計画してもよい。 ウ. カウンター席(4席以上)、テーブル席(12席以上)及びプロジェクター用スクリーンを設ける。 エ. 軽食を提供できる程度の厨房を設け、災害時にも利用できるようにする。 オ. レジカウンターを設ける。	
	通用口	・喫茶スペースの従業員が使用する。	
	倉庫(A)	・喫茶スペース用として厨房に近接して設ける。	
	更衣室	ア. 喫茶スペース用として設ける。 イ. 2名分以上のロッカーを設ける。	
	多目的室	・テーブル及び椅子(8席以上)を設ける。	
	便所(A)	・男女別に設ける。	
	多機能便所	・広さは、心々2,000mm×2,000mm以上とする。	
	非常用電源室	ア. 停電時に建築物の機能を3日間維持できる蓄電池(1,300mm×1,000mm)を設置する。 イ. 蓄電池の搬入・搬出に配慮する。	
2階	倉庫(B)	ア. 広さは、10㎡以上とする。 イ. 非常用の食糧等を保管する棚を設ける。	
	専用部分	客室(2人用) ア. 3室(各15㎡以上)設ける。 イ. 2名分のベッド、机、椅子及びバルコニーを設ける。 客室(1人用) ア. 2室(各7.5㎡以上)設ける。 イ. 1名分のベッド、机、椅子及びバルコニーを設ける。	
	共用部分	談話コーナー	・テーブル、椅子(8席以上)を設ける。
		ミニキッチン	・談話コーナーに隣接して設ける。
		洗面室	・洗面器(4台以上)を設ける。
		シャワールーム・脱衣室	ア. 2室設ける。 イ. 下足箱を設ける。
	洗濯室	ア. 洗濯乾燥機2台以上を設ける。 イ. 洗面室と一体として計画してもよい。	
	便所(B)	・2室設ける。	
	リネン室		
	(注1)各要求室においては、床面積・広さの指定がない場合、床面積は適宜とする。 (注2)外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には所定の防火設備を設ける。		

- (6) 階段、エレベーター及びスロープ
- ア. 屋内階段を1箇所設ける。
 - イ. 宿泊利用者用エレベーター1基を設ける。
 - ・エレベーターシャフトは、心々1,500mm×1,500mm以上とする。
 - ・駆動装置は、エレベーターシャフト内に納まるものとし、機械室は設けなくてよい。
 - ・出入口の幅の内法は、800mm以上とする。
 - ウ. 敷地内の通路の計画において高低差が生じる場合は、屋外スロープ(勾配は $\frac{1}{15}$ 以下)を設ける。
- (7) 外構
- ア. 屋外広場は、喫茶スペースに直接行き来できるようにする。
 - イ. 屋外広場には、緊急車両を駐車することができるスペース(6,000mm×3,000mm以上)を設ける。
 - ウ. 客室のバルコニーが直接道路に面していない場合、バルコニー前面に有効幅員1.5mの空地及び避難経路を確保する。
 - エ. 駐車スペースは、1台分(搬入用)を設ける。
 - オ. 駐輪スペースは、12台分(利用者用及び従業員用)を設ける。
 - カ. 駐車スペース及び駐輪スペースは、ピロティとして計画してはならない。
 - キ. 塀・植栽を適宜設ける。

2. 要求図書

- a. 下表により、答案用紙の定められた枠内に記入する。(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい。)
- b. 図面は黒鉛筆仕上げとする。(定規を用いなくてもよい。)
- c. 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、5mm(部分詳細図(断面)については10mm)である。
- d. シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてよい。

要求図書()内は縮尺	特記事項
(1)1階平面図兼配置図(1/100)	ア. 1階平面図兼配置図及び2階平面図には、次のものを記入する。 ・建築物の主要な寸法 ・室名等 ・延焼のおそれのある部分の範囲(延焼ラインを破線で明記し、そこから道路中心線又は隣地境界線までの距離を記入) ・防火設備が必要な部分に㊦と明記 ・断面図及び部分詳細図(断面)の切断位置及び方向
(2)2階平面図(1/100)	イ. 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ・敷地境界線と建築物との距離 ・エントランスホール・観光案内所及び喫茶スペースの地盤面からの高さ ・道路から建築物へのアプローチ、屋外スロープ(高低差が生じる場合)、緊急車両を駐車することができるスペース、駐車スペース、駐輪スペース、塀・植栽 ・道路から駐車スペース及び建築物への出入口には、▲印を付ける。 ・エントランスホール・観光案内所…本棚及びモニター ・管理人室…受付カウンター、事務机、椅子及びロッカー ・喫茶スペース…カウンター、テーブル、椅子、プロジェクター用のスクリーン及びレジカウンター ・喫茶スペースの厨房…厨房設備機器(流し台、調理台、コンロ台、冷蔵庫等)、配膳台、手洗い器、スイングドア ・更衣室…ロッカー ・多目的室…テーブル及び椅子 ・便所(A)…洋式便器、手洗い器 ・多機能便所…洋式便器、手洗い器 ・非常用電源室…蓄電池 ・倉庫(B)…棚 ウ. 2階平面図には、次のものを記入する。 ・1階の屋根伏図(1階の屋根がある場合) ・客室(2人用)…ベッド、机、椅子及びバルコニー ・客室(1人用)…ベッド、机、椅子及びバルコニー ・談話コーナー…テーブル及び椅子 ・ミニキッチン…流し台、調理台、コンロ台及び冷蔵庫 ・洗面室…洗面器 ・シャワールーム・脱衣室…壁掛けシャワーヘッド及び下足箱 ・洗濯室…洗濯乾燥機 ・便所(B)…洋式便器、手洗い器
(3)立面図(1/100)	・南側立面図とする。
(4)断面図(1/100)	ア. 切断位置は、1階の喫茶スペース及び2階を含む部分とする。 イ. 建築物の全体の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のものとし、構造部材(梁、スラブ、地中梁等)を記入する。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、開口部の内法寸法及び主要な室名を記入する。 エ. 見え掛かりの開口部、階段等(室の対向面に見えるもの)は記入しなくてよい。
(5)部分詳細図(断面)(1/20)	ア. 切断位置は、2階のバルコニーの出入口を含む部分とする。 イ. 作図の範囲は、以下の部分を含む。 水平方向：「バルコニーの出入口」から「バルコニーの手すり壁」 垂直方向：「バルコニーの手すり壁の天端」から「1階の天井仕上面より下方400mm」 なお、部分詳細図(断面)として支障のない程度であれば、水平方向及び垂直方向の作図上の省略は、行ってもよい。 ウ. 主要部の寸法等を記入する。 エ. 主要部材の名称・断面寸法を記入する。 オ. 外気に接する部分(外壁、その他必要と思われる部分)の断熱・防水措置を記入する。 カ. 主要な部位(外壁、内壁、1階天井及び2階床)の仕上材料名を記入する。
(6)面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(7)計画の要点等	・建築物及び敷地の計画に関する次の①～③について、具体的に記述する。 ①観光拠点での交流の場として、計画上留意した点 ②2階の客室及び談話コーナーの配置計画において、宿泊者同士の積極的な交流を促すために工夫した点 ③災害発生時に地域の支援を行うために工夫した点



下書欄 (目盛5mm)

受験番号	氏名	【注意事項】 試験問題を十分に読んだうえで、「設計製図の試験」に臨むようにしてください。なお、建築基準法等の関係法令や要求図書、主要な要求室等の計画等の設計と条件に対して解答内容が不十分な場合には、「設計条件・要求図書に対する重大な不適合」と判断されます。
------	----	---

令和6年二級建築士試験「設計製図の試験」問題用紙 (注意) この問題用紙については、試験終了まで試験室に在室しな者に限り、持ち帰りを認めず。(中途退出者については、持ち帰りを禁止します。)